資料３－４

（仮称）袖ケ浦火力発電所新 1～3 号機建設計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和８年９月

株式会社ＪＥＲＡ

©2026　㈱ＪＥＲＡ

目　　次

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧 ····· 1
１．環境影響評価方法書の公告及び縦覧 ····· 1
(1) 公告の日 ····· 1
(2) 公告の方法 ····· 1
(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間 ····· 2
(4) 縦覧者数 ····· 3

２．環境影響評価方法書についての説明会の開催 ····· 3

３．環境影響評価方法書についての意見の把握 ····· 3
(1) 意見書の提出期間 ····· 3
(2) 意見書の提出方法 ····· 3
(3) 意見書の提出状況 ····· 3

第２章　環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と
これに対する事業者の見解 ····· 19

©2026　㈱ＪＥＲＡ

第１章　環境影響評価方法書の公告及び縦覧

１．環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第７条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他環境省令で定める事項を公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下、「要約書」という。）を公告の日から起算して１月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和８年７月 17 日(金)

(2) 公告の方法

①　官報による公告

令和８年７月 17 日(金)付けで、官報に「公告」を掲載した。　(別紙１参照)

②　上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

a．関係地域の広報誌への掲載　(別紙２参照)

・袖ケ浦市広報「広報そでがうら　令和８年７月１日号　第 1075 号」

・市原市広報「広報いちはら　令和８年７月１日号　第 1638 号」

・木更津市広報「広報きさらづ　令和８年７月１日号　第 867 号」

b．当社ウェブサイトへの掲載

・当社ウェブサイトに令和８年７月 17 日(金)に掲載　(別紙３参照)

©2026　㈱ＪＥＲＡ

(3) 縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

関係地域の自治体庁舎 16 箇所にて縦覧を実施した。縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間は、次のとおりである。

① 縦覧場所

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
自治体庁舎	千葉県環境生活部環境政策課 （千葉市中央区市場町 1-1）	令和 8 年 7 月 17 日(金)から令和 8 年 8 月 17 日(月)まで	午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	土・日曜日を除く
	君津地域振興事務所地域環境保全課 （千葉県木更津市貝渕 3-13-34）			
	袖ケ浦市環境経済部環境管理課 （千葉県袖ケ浦市坂戸市場 1 番地 1）		午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分	
	長浦交流センター （千葉県袖ケ浦市蔵波 513 番地 1）			
	平川交流センター （千葉県袖ケ浦市横田 115 番地 1）		午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	
	根形交流センター （千葉県袖ケ浦市下新田 1277 番地）		午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分	
	平岡交流センター （千葉県袖ケ浦市野里 1563 番地 1）		午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	
	袖ケ浦市民会館(昭和交流センター) （千葉県袖ケ浦市坂戸市場 1566 番地）		午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分	
	市原市環境部環境管理課 （市原市国分寺台中央 1-1-1）			
	市原市姉崎支所 （市原市姉崎 2150-1）			
	市原市有秋支所 （市原市有秋台西 1-3-2）			
	木更津市環境部環境政策課 （千葉県木更津市潮浜 3-1）		午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	
	木更津朝日庁舎行政資料コーナー （千葉県木更津市朝日三丁目 8 番 1 号）			
	岩根地域交流センター （千葉県木更津市高柳 3-2-1）		午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	
	中郷地域交流センター （千葉県木更津市井尻 789 番地）		午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分	
	木更津市役所金田出張所 （千葉県木更津市金田東 6 丁目 11 番地 1）		午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	

② インターネットの利用による公表

インターネットの利用による公表については、令和 8 年 7 月 17 日(金)から令和 8 年 8 月 31 日(月)まで当社ウェブサイトで方法書及び要約書を閲覧可能とした。 （別紙 4 参照）

また、千葉県及び袖ケ浦市のウェブサイトと当社ウェブサイトをリンクすることにより、自治体のウェブサイトから方法書及び要約書を参照可能とした。（別紙 5 参照）

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

(4) 縦覧者数

① 縦覧者名簿記載者数　　1名

（内訳）

・市原市環境部環境管理課　　1名

② 方法書及び要約書を公表したウェブサイトへのアクセス数：642回

2．環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
令和8年7月31日（金） 18時30分から20時30分まで	袖ケ浦市民会館　大ホール （袖ケ浦市坂戸市場1566）	34名
令和8年8月1日（土） 14時30分から16時30分まで	長浦交流センター　多目的ホール （袖ケ浦市蔵波513番地1）	16名

3．環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和8年7月17日(金)から令和8年8月31日(月)までの間とした。

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は令和8年8月31日(月)の消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、当社への郵送による書面により受け付けた。

(別紙6参照)

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通（意見の総数：13件）であった。

©2026　㈱ＪＥＲＡ

別紙 1

官報に掲載した公告内容

○令和 8 年 7 月 17 日（金）掲載
　官報　号外第 160 号



令和８年７月17日　金曜日　官　報　（号外第160号）　122

（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画
環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第七条及び第七条の二第二項の規定に基づき、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の作成及び説明会の開催について、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称　株式会社ＪＥＲＡ
代表者　代表取締役社長　奥田　久栄
所在地　東京都中央区日本橋二丁目五番一号　日本橋高島屋三井ビルディング二十五階

二、対象事業の名称、種類及び規模
名称　（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画
種類　ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）
出力　約二百六十一万キロワット

三、対象事業が実施されるべき区域
千葉県袖ケ浦市中袖二丁目一番

四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
千葉県袖ケ浦市、市原市及び木更津市

五、方法書の縦覧及び公表の方法並びに期間
(1)　縦覧場所
①　千葉県環境生活部環境政策課（千葉市中央区市場町一番一号）
②　君津地域振興事務所地域環境保全課（木更津市貝渕三丁目一番三四号）
③　袖ケ浦市環境経済部環境管理課（袖ケ浦市坂戸市場一番一号）
④　長浦交流センター（袖ケ浦市蔵波五丁目一番一号）
⑤　平川交流センター（袖ケ浦市横田一丁目一番一号）
⑥　根形交流センター（袖ケ浦市下新田一丁目七七番地）
⑦　平岡交流センター（袖ケ浦市野里一丁目五六三番一号）
⑧　袖ケ浦市民会館（袖ケ浦市坂戸市場一丁目六六番）
⑨　市原市環境部環境管理課（市原市国分寺台中央一丁目一番一号）
⑩　市原市姉崎支所（市原市姉崎二一五〇番一）
⑪　市原市有秋支所（市原市有秋台西一丁目二番二）
⑫　木更津市環境部環境政策課（木更津市潮浜三番一）
⑬　木更津市朝日庁舎行政資料コーナー（木更津市朝日三丁目一〇番一九）
⑭　岩根地域交流センター（木更津市高柳三丁目二番一）
⑮　中郷地域交流センター（木更津市井尻七八九）
⑯　木更津市金田出張所（木更津市金田東八丁目一番一）

(2)　縦覧期間
令和八年七月十七日（金）から
令和八年八月十七日（月）まで
（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び閉庁日は除く。）

(3)　縦覧時間
午前九時～午後五時
（縦覧時間は、各施設の開館時間によります。）

(4)　インターネットによる公表
当社ホームページ
（URL）https://www.jera.co.jp/sustainability/environment/assessment/sodegaura

六、意見書の提出
令和八年七月十七日（金）から
令和八年八月三十一日（月）まで
方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函、若しくは、(3)意見書の提出先へ郵送にて提出することができます。

(1)　意見書の記載事項
①　氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
②　提出の対象である方法書の名称
③　方法書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

(2)　意見書の提出期限
令和八年八月三十一日（月）消印有効

(3)　意見書の提出先
〒一〇三－六〇二五
東京都中央区日本橋二丁目五番一号
日本橋高島屋三井ビルディング二十五階
株式会社ＪＥＲＡ　電源立地・環境調査統括部　環境調査部　環境調査第一ユニット宛

※　意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

七、説明会を開催する日時及び場所
(1)　令和八年七月三十一日（金）午後六時三十分（受付開始午後六時）から午後八時三十分まで
袖ケ浦市民会館大ホール（千葉県袖ケ浦市坂戸市場一丁目六六番）

(2)　令和八年八月一日（土）午後二時三十分（受付開始午後二時）から午後四時三十分まで
長浦交流センター多目的ホール（千葉県袖ケ浦市蔵波五丁目一三番一）

八、お問い合わせ先
株式会社ＪＥＲＡ　電源立地・環境調査統括部　環境調査部　環境調査第一ユニット
電話〇八〇－八六五七－五五六六（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前九時から午後五時まで）

令和八年七月十七日
東京都中央区日本橋二丁目五番一号
日本橋高島屋三井ビルディング二十五階
株式会社ＪＥＲＡ
代表取締役社長　奥田　久栄

配当公告

岡山県倉敷市福田町古新田八六三番地二八
破産者　株式会社Ｆ管理
右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部令和七年（フ）第一〇九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
一般債権　金四一五、三六〇、一八二円
優先債権　金六三、七〇〇円

二、配当することのできる金額
一般債権　金二三、八九二、一八六円
優先債権　金六三、七〇〇円

令和八年七月十七日
岡山市北区南方一丁目二番二四号　安田寛
法律事務所　破産管財人　安田　寛

第26期決算公告
2026年6月12日
青森県八戸市北インター工業団地1丁目8番8号
株式会社東燃ホームガスセンター
代表取締役社長　小泉　健
貸借対照表の要旨（2026年3月31日現在）

科目			金額(千円)
資産の部	流動資産		38,540
	固定資産		0
	合計		38,540
負債及び純資産の部	流動負債		2,660
	固定負債		0
	株主資本	資本金	10,000
		利益剰余金	25,879
		その他利益剰余金	25,879
		（うち当期純利益）	(2,211)
	合計		38,540

第46期決算公告
2026年6月11日
青森県八戸市北インター工業団地1丁目8番8号
八戸共同酸素株式会社
代表取締役　高橋　雄一
貸借対照表の要旨（2026年3月31日現在）

科目			金額(千円)
資産の部	流動資産		37,222
	固定資産		0
	合計		37,222
負債及び純資産の部	流動負債		15,514
	固定負債		3,171
	株主資本	資本金	18,537
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	9,637
		その他利益剰余金	9,637
		（うち当期純損失）	(3,024)
	自己株式		△1,100
	合計		37,222

第26期決算公告
2026年6月4日
青森県八戸市北インター工業団地1丁目8番8号
北日本アセチレン株式会社
代表取締役　伊藤　一郎
貸借対照表の要旨（2026年3月31日現在）

科目			金額(千円)
資産の部	流動資産		78,213
	固定資産		3,778
	合計		81,992
負債及び純資産の部	流動負債		29,417
	固定負債		11,863
	株主資本	資本金	40,710
		資本剰余金	30,000
		利益剰余金	10,710
		その他利益剰余金	10,710
		（うち当期純損失）	(6,925)
	合計		81,992

©2026　㈱ＪＥＲＡ

別紙 2

関係地域の広報誌に掲載したお知らせ内容

○袖ケ浦市

広報そでがうら　令和８年７月１日号　第 1075 号

環境影響評価関係図書　縦覧と説明会を行います

環境影響評価法に基づき、環境影響評価関係図書の縦覧と意見募集、説明会を行います。

縦覧

縦覧書類　(仮称)袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画 環境影響評価方法書

縦覧場所　市役所 環境管理課、各交流センター(公民館)

縦覧期間　7月17日(金)～8月17日(月)

※各施設の閉庁(館)日は除きます。

※8月31日(月)まで閲覧できます。

意見の提出方法　意見書に必要事項を記入し、郵送または窓口へ提出してください。様式は縦覧場所で配布するほか、事業者ホームページからもダウンロードできます。

提出期限　8月31日(月)消印有効

提出先　〒103－6125　東京都中央区日本橋2－5－1 日本橋高島屋三井ビルディング25階(株)JERA

説明会

日時・場所

- 7月31日(金)午後6時30分～(6時受付) 市民会館 大ホール
- 8月1日(土)午後2時30分～(2時受付) 長浦交流センター(長浦公民館) 多目的ホール

▶縦覧などの最新の情報は、事業者ホームページをご確認ください。

※7月17日(金)午前9時から公表します。

▶(株)JERA ☎080(8657)5556 (平日9：00～17：00)

▶袖ケ浦市 環境管理課 ☎(62)3404　FAX(62)7485

事業者ホームページ

○市原市

広報いちはら　令和８年７月１日号　第 1638 号

環境影響評価関係図書の縦覧など

内容＝(仮称)袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画 環境影響評価方法書　縦覧期間＝7月17日(金)～8月17日(月)　縦覧場所＝環境管理課、姉崎支所、有秋支所　説明会日時・会場＝7月31日(金)午後6時30分～8時30分・袖ケ浦市民会館大ホール(袖ケ浦市坂戸市場1566)、8月1日(土)午後2時30分～4時30分・長浦交流センター多目的ホール(袖ケ浦市蔵波513-1)　意見書の提出方法＝縦覧場所か事業者ウェブサイト(右のQRコード)にある用紙に必要事項を書き、8月31日(月)(消印有効)までに縦覧場所か郵送で提出する。　同ウェブサイトは7月17日(金)午前9時公開

提出・問合先　㈱JERA環境調査部(〒103-6125・東京都中央区日本橋2-5-1日本橋高島屋三井ビルディング25階)☎080(8657)5556(土日祝日を除く午前9時～午後5時)

©2026　㈱ＪＥＲＡ

○木更津市

広報きさらづ　令和８年７月１日号　第867号

（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画 環境影響評価方法書の縦覧および意見募集ならびに説明会

環境影響評価法に基づいて「（仮称）袖ケ浦火力発電所新１～３号機建設計画 環境影響評価方法書」の縦覧および意見募集ならびに説明会を行います。

○縦覧・閲覧

期間　7月17日(金)～8月17日(月)(各施設の閉庁日・閉館日を除く)

時間　午前９時～午後５時(各施設の開館時間により前後します。)

場所　環境政策課(クリーンセンター内)・朝日庁舎 行政資料コーナー・岩根地域交流センター・中郷地域交流センター・金田出張所(金田地域交流センター「きさてらす」内)

※事業者のホームページでも公表しています。

○意見書の提出

提出期間　7月17日(金)～8月31日(月)(当日消印有効)

提出方法　環境影響評価方法書について環境保全の見地から意見のある方は、縦覧場所にある意見書箱に投函または郵送で提出

○説明会

日時　①7月31日(金)午後6時30分～
②8月1日(土)午後2時30分～
(受付は各日開始30分前から)

場所　①袖ケ浦市民会館 大ホール
(袖ケ浦市坂戸市場1566)
②長浦交流センター 多目的ホール
(袖ケ浦市蔵波513－1)

※縦覧などの最新の情報は、7月17日(金)午前9時から事業者ホームページでお知らせします。

詳しくはこちら

問 〒103－6125　東京都中央区日本橋2－5－1　日本橋高島屋三井ビルディング25階
(株)JERA(ジェラ) 電源立地・環境調査統括部 環境調査部 環境調査第一ユニット
☎080(8657)5556(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)
問 **環境政策課**(記事について)　☎0438(36)1442　FAX0438(36)5374　JERA 検索

©2026　㈱ＪＥＲＡ

別紙 3

当社ウェブサイトに掲載したお知らせ内容

「（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画 環境影響評価方法書」の届出・送付および縦覧・説明会の開催について

2026/07/16

株式会社JERAは、将来の電力供給などの事業環境を踏まえて、（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機の新設を計画しております。

本日、環境影響評価法および電気事業法に基づき、「（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画　環境影響評価方法書※1」（以下、「方法書」）を、経済産業大臣へ届出するとともに、千葉県知事、袖ケ浦市長、市原市長および木更津市長へ送付いたしました。

本計画は、袖ケ浦火力発電所の既設1～4号機を段階的に廃止・撤去し、新たに新1～3号機を設置する設備更新計画です。

新1～3号機には最新の高効率コンバインドサイクル発電方式（発電端熱効率 約64%※2）を採用することで、二酸化炭素の排出削減に努める計画としております。また、本計画を実施した場合のばい煙や温排水等による環境負荷は、既設設備の運転時と比較して低減する見込みです。

方法書は、計画段階環境配慮書手続きにおいていただいたご意見を踏まえ、環境影響評価の項目や調査、予測および評価の手法等を取りまとめたもので、7月17日から関係行政機関において縦覧するとともに、当社ホームページにて公表いたします。また、7月31日および8月1日に方法書の説明会を開催いたします。

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、各縦覧場所にある意見箱への投函または当社宛の郵送にて、ご意見をお寄せください。

当社は、引き続き、経済産業省をはじめとした関係各所のご指導や、地域の皆さまのご意見を賜りながら、環境影響評価手続きを進めてまいります。

※1　環境影響評価法に基づく全4段階の手続きのうち、2段階目に該当
※2　熱効率は低位発熱量基準による

<資料1>「（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画」の概要
<資料2>「（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画 環境影響評価方法書」の 縦覧および説明会の開催について

©2026　㈱ＪＥＲＡ

＜資料 1＞

「（仮称）袖ケ浦火力発電所新 1～3 号機建設計画」の概要

1．計画の名称：（仮称）袖ケ浦火力発電所新 1～3 号機建設計画

2．所在地：千葉県袖ケ浦市中袖 2-1

3．計画の概要：

	既設（現状）	設備更新後※
発電方式	汽力発電方式（1～4 号機）	ガスタービンコンバインドサイクル方式（新 1～3 号機）
出力	1 号機：60 万 kW 2 号機：100 万 kW 3 号機：100 万 kW 4 号機：100 万 kW 合計出力：360 万 kW	新 1 号機：約 87 万 kW 新 2 号機：約 87 万 kW 新 3 号機：約 87 万 kW 合計出力：約 261 万 kW
使用燃料	LNG	LNG
運転開始時期	1 号機：1974 年 8 月 （2025 年 9 月に廃止） 2 号機：1975 年 9 月 3 号機：1977 年 2 月 4 号機：1979 年 8 月	新 1 号機：2032 年（予定） 新 2 号機：2033 年（予定） 新 3 号機：2041 年（予定）

※　今後の設備更新計画の検討状況により変更となる可能性があります。

以　上

©2026　㈱ＪＥＲＡ

＜資料 2＞

「（仮称）袖ケ浦火力発電所新 1～3 号機建設計画　環境影響評価方法書」の縦覧および説明会の開催について

1．方法書の縦覧

（1）縦覧期間

2026 年 7 月 17 日（金）から 2026 年 8 月 17 日（月）まで

※各施設の閉館日は除きます。

（2）縦覧場所・時間

県/市	縦覧場所	縦覧時間
千葉県	環境生活部環境政策課（県庁舎）、 君津地域振興事務所地域環境保全課（君津合同庁舎）	9 時 00 分 ～16 時 30 分 （各施設の開館時間によります。）
袖ケ浦市	環境経済部環境管理課（袖ケ浦市役所）、 長浦交流センター、平川交流センター、 根形交流センター、平岡交流センター、 袖ケ浦市民会館（昭和交流センター）	
市原市	環境管理課（市原市役所）、姉崎支所、有秋支所	
木更津市	環境部環境政策課（クリーンセンター内）、 朝日庁舎行政資料コーナー、岩根地域交流センター、 中郷地域交流センター、金田出張所	

2．インターネットによる公表

当社ホームページにおいて、2026 年 7 月 17 日（金）から 2026 年 8 月 31 日（月）までの間、方法書等をご覧いただけます。

URL：https://www.jera.co.jp/sustainability/environment/assessment/sodegaura

3．意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により、縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函、若しくは、（3）意見書の提出先へ郵送にて提出することができます。

（1）意見書の記載事項

・氏名および住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）
・提出の対象である方法書の名称
・方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください）

（2）意見書の提出期限

2026 年 8 月 31 日（月）（当日消印有効）

（3）意見書の提出先

〒103-6125　東京都中央区日本橋 2 丁目 5-1 日本橋高島屋三井ビルディング 25 階
株式会社 JERA 電源立地・環境調査統括部 環境調査部 環境調査第一ユニット宛

（注）意見書に記載された個人情報は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

©2026　㈱ＪＥＲＡ

4．説明会の開催

方法書の記載事項を周知するために次のとおり説明会を開催いたします。

開催会場	開催日時
袖ケ浦市民会館　大ホール （千葉県袖ケ浦市坂戸市場 1566）	2026 年 7 月 31 日（金） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分
長浦交流センター　多目的ホール （千葉県袖ケ浦市蔵波 513-1）	2026 年 8 月 1 日（土） 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分

○　受付および開場は、説明会開始 30 分前から行います。

○　説明会の参加にあたって、事前のお申し込みは不要です。

5．お問い合わせ先

株式会社 JERA　電源立地・環境調査統括部　環境調査部　環境調査第一ユニット

電話　080-8657-5556　（土日祝日を除く、午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで）

以　上

©2026　㈱ＪＥＲＡ

別紙 4

当社ウェブサイトでの方法書等の公表

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画 環境影響評価手続きについて

サステナビリティ / 環境影響評価手続き

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画　環境影響評価方法書

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画について、環境影響評価法に基づき「環境影響評価方法書」（以下「方法書」）を以下のとおり公表いたします。

※「方法書」および「方法書［要約書］」は、2026年7月17日（金）から2026年8月31日（月）の期間中のみご覧いただけます。ファイルは閲覧のみとさせていただきます。印刷やダウンロードはできません。

※「環境影響評価方法書あらまし」は、2026年9月1日（火）以降もご覧いただけます。また、印刷やダウンロードも可能です。

環境影響評価方法書

表紙・目次

第1章　事業者の名称、代表者の氏名及びまたる事務所の所在地

第2章　対象事業の目的及び内容

第3章　対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1　自然的状況

3.2　社会的状況

第4章　計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

第5章　配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

第6章　対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第7章　その他環境省令で定める事項

第8章　環境影響評価方法書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名

環境影響評価方法書［要約書］

環境影響評価方法書［要約書］

環境影響評価方法書あらまし

環境影響評価方法書あらまし [1.35MB]

様式

ご意見記入用紙 [123KB]

ご意見記入用紙 [79KB]

環境影響評価手続きに関するお問い合わせ先

株式会社JERA
電源立地・環境調査統括部　環境調査部
環境調査第一ユニット
TEL:080-8657-5556
（土曜日、日曜日、祝日を除く、9時00分から17時00分まで）

©2026　㈱ＪＥＲＡ

別紙 5

関係自治体のウェブサイト（1）

○千葉県ウェブサイト



ホーム　くらし・福祉・健康　教育・文化・スポーツ　しごと・産業・観光　環境・まちづくり　県政情報・統計　防災・安全・安心

サイト内検索　検索

環境影響評価手続中の案件

- （仮称）銚子市風力発電事業（条例対象事業）
- （仮称）袖ケ浦火力発電所新1から3号機建設計画（法対象事業）
- 君津環境管理センター第IV期増設事業（条例対象事業）
- （仮称）銚子ウィンドファームリプレース事業（条例対象事業）
- 館浦クリーンセンター一般廃棄物処理施設更新事業（条例対象事業）
- （仮称）千葉県九十九里沖洋上風力発電事業（法対象事業）【事業者：東京電力リニューアブルパワー株式会社】
- （仮称）松戸市エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業（条例対象事業）
- （仮称）株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業（条例対象事業）
- 君津市新清掃工場建設事業（条例対象事業）
- （仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業（法対象事業）【事業者：東京電力リニューアブルパワー株式会社】
- （仮称）銚子風力発電所リプレース事業（条例対象事業）
- （仮称）千葉県いすみ市沖における洋上風力発電事業（法対象事業）【事業者：三菱商事洋上風力株式会社】
- 大栄山処分場増設事業（第四処分場建設及び第三処分場（3-2）嵩上げ）
- （仮称）九十九里沖洋上風力発電事業（法対象事業）
- （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業（法対象事業）【事業者：三井物産株式会社、RWE Renewables Japan合同会社、大阪ガス株式会社、K&Oエナジーグループ株式会社】
- （仮称）いすみ沖洋上風力発電事業（法対象事業）【事業者：株式会社いすみ洋上風力発電】
- （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業（法対象事業）【事業者：合同会社いすみ沖洋上風力】
- （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業（法対象事業）【事業者：千葉洋上風力株式会社】
- （仮称）いすみ市沖洋上風力発電事業（法対象事業）【事業者：株式会社グリーンパワーインベストメント】

ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 環境政策 > 環境影響評価 > 環境影響評価手続状況 > 環境影響評価手続中の案件 > （仮称）袖ケ浦火力発電所新1から3号機建設計画（法対象事業）

印刷

更新日：令和8(2026)年7月21日　ページ番号：810522

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1から3号機建設計画（法対象事業）

1.事業の概要

1事業者

株式会社JERA

2事業の名称

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1から3号機建設計画

3対象事業実施

袖ケ浦市中袖2-1

4事業の種類及び規模

発電設備の新設を伴う火力発電所の変更（第1種事業）

設置する発電設備の原動力の種類：ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)

設置する発電設備の出力：約261万キロワット

2.環境影響評価の手続経緯

1計画段階環境配慮書手続

(1)計画段階環境配慮書の公告・縦覧等

- 送付：令和7年11月4日
- 公告：令和7年11月5日
- 縦覧期間：令和7年11月5日から令和7年12月5日まで

計画段階環境配慮書はこちら

株式会社JERA

(2)環境影響評価委員会の開催状況

- 令和7年11月6日：千葉県環境影響評価委員会に諮問
- 令和7年11月21日：審議
- 令和7年12月19日：答申案審議
- 令和7年12月23日：　答申（PDF：421.3KB）

(3)知事意見の提出

- 令和8年1月16日：　知事意見（PDF：2,482.6KB）
 ※ファイルサイズが大きいため、閲覧の際はご注意ください。

(4)環境大臣意見

- 令和8年1月16日：　環境大臣意見（PDF：246.5KB）

©2026　㈱ＪＥＲＡ

- （仮称）千葉県いすみ市沖洋上風力発電事業（法対象事業）
- （仮称）東金市外三市町清掃組合新ごみ処理施設建設事業（条例対象事業）
- 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業（条例対象事業）
- 一般国道127号富津館山道路（富浦IC～富津竹岡IC）（法対象事業）
- 第2期君津地域広域廃棄物処理事業（条例対象事業）
- （仮称）千葉県銚子市沖における洋上風力発電事業（法対象事業）
- （仮称）千葉袖ケ浦天然ガス発電所建設計画（法対象事業）

(5)経済産業大臣意見

- 令和8年1月30日：　経済産業大臣意見（PDF：133.8KB）

2環境影響評価方法書手続

環境影響評価方法書の公告・縦覧等

- 送付：令和8年7月16日
- 公告：令和8年7月17日
- 縦覧期間：令和8年7月17日から令和8年8月17日まで

環境影響評価方法書はこちら

株式会社JERA

関連リンク

©2026　㈱ＪＥＲＡ

関係自治体のウェブサイト（2）

○袖ケ浦市ウェブサイト



袖ケ浦市

キーワード検索

交通案内　もしもの時に　メニュー

安全・安心 | くらし・手続き | 子育て・教育 | 健康・福祉 | 観光・文化・スポーツ | まちづくり・環境 | 仕事・産業 | 市政情報

現在地 ホーム > 分類でさがす > まちづくり・環境 > 環境保全・対策・生活環境 > その他の環境保全 > 環境影響評価関係図書の縦覧および説明会の開催

環境影響評価関係図書の縦覧および説明会の開催

ページID：0063527　更新日：2026年7月17日更新

▶ ページ内目次

環境影響評価法の規定により、株式会社JERAから資料が送付されましたので、次のとおり縦覧します。

縦覧図書の名称

（仮称）袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画 環境影響評価方法書

事業実施区域

袖ケ浦市中袖2-1

縦覧

期間

令和8年7月17日（金曜日）から令和8年8月17日（月曜日）まで（各施設の閉庁・閉館日を除く。）

時間

各施設の開館時間によります。

場所

市役所環境管理課、各交流センター（公民館）

AI（人工知能）は
こんなページをおすすめします

旧学校給食センター水産養殖地区地区計画の都市計画案の縦覧結果について

第2期君津地域広域廃棄物処理事業

袖ケ浦バイオマス発電株式会社燃料貯蔵サイロ火災に関する対応について

「チョイソコがうら」運賃の変更について意見を募集します

袖ケ浦市自動運転社会実装推進事業委託に係る公募型プロポーザルの結果を公表します

©2026　㈱ＪＥＲＡ

インターネットによる公表

事業者ホームページから、縦覧図書等をご覧になることができます。

株式会社JERAホームページ（外部リンク）

説明会

日時・場所

・7月31日（金曜日）　午後6時30分から（午後6時から受付）　市民会館 大ホール

・8月1日（土曜日）　午後2時30分から（午後2時から受付）　長浦交流センター 多目的ホール

意見書の提出

この資料（環境影響評価方法書）に対し、環境保全の見地から意見のある方は、意見書を提出することができます。

提出方法

縦覧場所に備え付けの書簡または事業者のホームページからダウンロードできる用紙にて、郵送によりお寄せください。

記載事項

氏名及び住所、方法書の名称、方法書についての環境保全の見地からの意見

提出期限

令和8年8月31日（月曜日）消印有効

意見書の郵送先

〒103-6125　東京都中央区日本橋2丁目5-1　日本橋高島屋三井ビルディング25階

株式会社JERA　電源立地・環境調査統括部 環境調査部　環境調査第一ユニット

問い合わせ先

©2026　㈱ＪＥＲＡ

名称

株式会社JERA　電源立地・環境調査統括部 環境調査部 環境調査第一ユニット

電話番号

080-8657-5556
（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

このページに関するお問い合わせ先

環境経済部　環境管理課　環境管理班

〒299-0292　千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1 中庁舎5階
Tel：0438-62-3404　Fax：0438-62-7485
フォームでのお問い合わせ

袖ケ浦市役所

〒299-0292　千葉県袖ケ浦市坂戸市場1番地1
法人番号6000020122297
電話：0438-62-2111（代表）
開庁時間：午前9時00分から午後4時30分まで
※土日、祝日、 年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。
一部施設によって開庁日（開館日）と業務時間（窓口時間）が異なります。

市役所アクセス　サイトマップ
組織案内　サイトポリシー
例規集　アクセシビリティ

©2026　㈱ＪＥＲＡ

別紙 6

意見書の様式

（仮称）袖ケ浦火力発電所新 1～3 号機建設計画
環境影響評価方法書に対する意見書

お 名 前 （法人その他の団体にあっては、法人名・団体名・代表者の氏名）	
ご 住 所 （個人の方は現在お住まいの住所を、法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地）	〒 □□□-□□□□ （℡ - - ）

環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

ご意見の項目	ご 意 見 （日本語により意見の理由を含めてご記入ください）
【項目の例】 大気質、騒音・振動、水質、人と自然との触れ合いの活動の場、動物・植物、景観、廃棄物、温室効果ガス等	

注：1. 必ずお名前及びご住所（個人の方は現在お住まいの住所を、法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。
なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。
2. この用紙に書ききれない場合は、裏面あるいは別のＡ４用紙に記入してください。

【意見書の送付先】

〒103-6125　東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日本橋高島屋三井ビルディング 25 階
株式会社ＪＥＲＡ　電源立地・環境調査統括部
環境調査部　環境調査第一ユニット　宛

【意見書の提出期限】

令和８年８月３１日（月）［消印有効］

©2026　㈱ＪＥＲＡ

ご意見の項目	ご　　意　　見 （日本語により意見の理由を含めてご記入ください）
【項目の例】 大気質、騒音・振動、水質、人と自然との触れ合いの活動の場、動物・植物、景観、廃棄物、温室効果ガス等	

©2026　㈱ＪＥＲＡ

第２章　環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は 13 件であった。

「環境影響評価法」第 9 条及び「電気事業法」第 46 条の 6 第 1 項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

©2026　㈱ＪＥＲＡ

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と事業者の見解

1.事業計画

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
1	気候危機の深刻化と化石燃料インフラ新設の不当性 世界各地で気候危機が急速に深刻化する中、パリ協定の1.5℃目標達成に向け、国際社会は化石燃料からの脱却を加速させています。G7サミットにおいても「2035年までの電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」が合意されており、IPCCやIEAの示唆するシナリオに照らせば、2030年代以降に新たな大型化石燃料インフラを建設・稼働させる猶予は残されていません。 本事業（袖ケ浦火力発電所新1～3号機建設計画）は、新1号機（2032年）、新2号機（2033年）、新3号機（2041年）と、まさに電力部門の脱炭素化を完了させるべき時期に相次いで大型LNG火力発電所を新設・稼働させる計画です。想定される耐用年数（40年程度）を勘案すれば、2070年代～2080年代に至るまで大量の温室効果ガス（CO_2およびメタン）の排出を将来に固定化（ロックイン）させるものであり、気候科学の要請および国際的な脱炭素の潮流に真っ向から反するものです。	第7次エネルギー基本計画では、電源構成の基本的な考え方として「エネルギー供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料種に過度に依存しないようバランスのとれた電源構成を目指していく必要がある」とされています。また、LNG火力発電については、「電力の安定供給のために必要な火力供給力を維持・確保し、需給両面での将来的な不確実性に備える観点からは、電源の脱炭素化に向けたトランジションの手段としてLNG火力の活用は必要である」こと、さらに「今後も更に火力の供給力を確保する観点から、需給バランスの将来動向も見ながら、LNG火力の将来的な脱炭素化を前提とした新設・リプレースを一層促進する」ことが示されています。 当社としては、LNG火力発電は気候目標を放棄するものではなく、再生可能エネルギーの拡大・技術進歩と連動する現実的な移行手段のひとつであると考えており、リプレースによりさらなる高効率化を図るとともに、水素系燃料への燃料転換やCCS・CCUSの活用等により火力発電のゼロエミッション化を推進していく方針です。また、当社は2035年度に2000万kWの再生可能エネルギーを開発する目標を設定し、その拡大にも積極的に取り組んでおります。これからも、再生可能エネルギーとゼロエミッション火力の相互補完により国内外の当社事業からのCO_2排出実質ゼロを目指してまいります。
2	配慮書に対する経済産業大臣意見への著しく不十分な対応 本方法書は、計画段階環境配慮書に対して提示された経済産業大臣意見［方法書 p.293-294］に真摯に向き合っておらず、大幅な説明不足・検討不足を抱えたまま提示されています。 大臣意見では、特に以下の重要事項が要請されていました。 1.5度目標およびG7合意との整合：2035年・2040年・2050年に向け1.5度目標と整合する道筋が描けない場合は、あらゆる選択肢（事業不実施や縮小、休廃止等）を勘案して検討すること［大臣意見(4)(6)］。 サプライチェーン全体の排出削減：発電時のみならず、燃料の製造・輸送等を含むサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し削減すること［大臣意見(5)］。 しかしながら、本方法書においては、不十分な国の第7次エネルギー基本計画や自社の「JERA ゼロエミッション2050」への依拠にとどまり、1.5℃目標との定量的整合性や事業不実施（ゼロオプション）の検討結果を示していません。また、サプライチェーン全体の排出量やメタン漏洩についても、具体的な調査・算定・評価手法 （次頁へ続く）	配慮書についての経済産業大臣意見に対する事業者の見解は、方法書第5章に記載のとおりです。 当社は、本事業及び脱炭素化に向けた取組を、日本政府が示すエネルギー政策及び温暖化対策の方向性と整合を図りながら進めています。日本政府は、2035年度に温室効果ガス排出量を2013年度比60%削減するNDCについて、1.5℃目標と整合的で2050年ネット・ゼロ実現に向けた経路上にある目標としています。当社の「JERA ゼロエミッション2050」及び2035年度までに国内事業のCO_2排出量を2013年度比60%以上削減する目標は、こうした国の方針と整合したものです。本事業は、高経年化した既設設備を最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクルへ更新し、CO_2排出原単位の低減を図るとともに、将来的な水素利用やCCS・CCUS導入も見据え、安定供給と脱炭素化の両立に資するものと考えています。 発電所アセス省令第3条第2項では、構造等に関する複数案の設定に当たっては、事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとするとされています。 本事業は、再生可能エネルギーの導入を自然条件に左右されず発電可能な火力発電で支えるため、1号機の運転から約50年が経過したLNG火力発電所である袖ケ （次頁へ続く）

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
2	(前頁からの続き) を一切提示せず「低減に努める」との定性的表明に終始しています。これは環境影響評価手続きとして極めて不誠実と言わざるを得ません。	(前頁からの続き) 浦火力発電所の発電設備を同じ LNG を燃料とする高効率なガスタービン・コンバインドサイクル発電設備に更新することを目的とした計画であることから、本事業を実施しないという代替案(ゼロ・オプション)を含めた検討は現実的ではないと考えています。 なお、「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」(平成 25 年 9 月 30 日、経済産業省)では、発電事業におけるゼロ・オプション(事業を実施しない案)について「配慮書の届出がなされた時点で、事業者自らが必要な電力を供給するという事業目的を達成するため当該事業を実施すると判断したものと考えられ、ゼロ・オプションを設定することは一般的には考えにくい。」とされています。 また、当社は、燃料上流開発、LNG 調達・輸送、発電、エネルギー販売までを含む一貫したバリューチェーンを有しており、統合報告書等においてスコープ 1、スコープ 2 に加え、燃料調達等に伴うスコープ 3 排出量を継続的に把握・開示しています。 今後も、国の政策や技術開発、事業環境の動向を踏まえ、二酸化炭素排出削減に向けた取組を進めてまいります。
3	国内最大の発電事業者としての責任と代替選択肢への転換 事業者である株式会社 JERA は、国内最大の発電事業者として日本の脱炭素化をリードすべき立場にあります。不確実でエネルギー効率の低い将来の水素転換や CCS・CCUS に依拠して化石燃料インフラを正当化する姿勢は、将来的な座礁資産化や国民・需要家へのコスト転嫁を招くリスクを孕んでいます。 貴社におかれましては、本事業計画(新 1〜3 号機建設)がもたらす致命的な気候影響と事業リスクを再認識し、「LNG 火力ありき」の方法書を取り下げ、本建設計画の中止(既設設備の順次廃止)および再生可能エネルギー・系統柔軟性向上への直接的な投資・事業転換を強く求めます。	当社は、国内最大の発電事業者として、電力の安定供給と脱炭素化の両立に取り組む責任があると認識しています。 No.1 に記載のとおり、リプレースによりさらなる高効率化を図るとともに、水素系燃料への燃料転換や CCS・CCUS の活用等により火力発電のゼロエミッション化を推進していく方針であることから、本建設計画の中止は検討しておりません。 再生可能エネルギーの導入拡大と、出力変動に対応できる調整可能な電源を相互に補完させることにより、電力の安定供給を確保しながら脱炭素化を進めてまいります。
4	データセンター併設等の需要増加を口実とした化石燃料火力の新設・長期運用について 報道等によれば、東京湾内の LNG 火力発電所に隣接・併設する形での大規模データセンター(DC)建設計画が取り沙汰されており、本事業(袖ケ浦火力発電所)もその候補地となり得ることが指摘されています。 本事業において、このような特定の高負荷需要(データセンター等)への供給や施設併設が想定・検討されている場合、以下の理由から気候変動対策および環境影響評価手続き上の重大な問題が存在します。 1. デジタル化・AI 需要を理由とした化石燃料ロックインの不当性 データセンターの急速な電力需要増加に対応するためと称して、今後数十年にわたり大量の温室効果ガスを排出し続ける大型 LNG 火力発電所を新設することは、脱炭素社会への移行を根本から阻害するものです。 (次頁へ続く)	方法書では、本事業の目的の一つとして、データセンターや半導体工場の新増設等を背景に、我が国の電力需要が今後も増加傾向にあるとの見通しを記載していますが、本事業が特定のデータセンターへの電力の供給を前提とした計画であるかなどを含め、電力の具体的な販売先については、競争上の観点から回答を差し控えます。 当社は再生可能エネルギーの開発にも取り組んでおり、再生可能エネルギーとゼロエミッション火力の相互補完による脱炭素化を進めてまいります。

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
4	（前頁からの続き） デジタルインフラの拡大に必要な電力は、火力発電の延命や新設によって賄うのではなく、再生可能エネルギーの新規開発および系統蓄電池やデマンドレスポンスの活用によって優先的に供給されるべきです。 2. 需要家企業（RE100 加盟企業等）の脱炭素要請との乖離 現在、データセンターを利用する国内外の主要企業や IT 事業者は、RE100 や SBT（Science Based Targets）に基づき、自社が使用する電力の 100%再生可能エネルギー化を厳しく求めています。例えば、弊社が提携するさくらインターネットも早期から SBT 認定を取得するなど、業界内での脱炭素化への動きは加速しています。このような状況下で、 化石燃料（LNG）で発電された電気をデータセンターに供給することは、需要家企業のサプライチェーン排出量を増大させ、我が国の産業競争力を削ぐ結果となります。仮に「LNG の冷熱利用による DC の冷却効率化」などが提示されたとしても、発電に伴う膨大な絶対排出量を正当化する根拠にはなり得ず、実質的なグリーンウォッシュと言わざるを得ません。 3. 事業計画・電力需要想定における情報開示の欠如 本方法書においては、本事業の目的として単に「需給バランスを柔軟に調整できる火力発電」［方法書 p.3］といった定型的な説明がなされるにとどまり、敷地利用や送電先として想定される大規模需要（データセンター計画等）との関連性についての説明が一切ありません。事業の前提となる電力需要の性質や設備利用率の想定、さらには敷地利用の全容が開示されないまま環境影響評価が進められることは、住民や自治体による適切な調査・予測・評価および意見提出の機会を奪うものであり、アセスメント手続きの透明性を著しく欠いています。 4. 求める対応 1. 特定の大規模データセンター事業等への電力・冷熱供給を前提、あるいは考慮しているか否かについて、事業計画および需要想定の事実関係を明確に開示すること。 2. データセンター等の電力需要増を口実とした新規 LNG 火力の建設を撤回し、需要増加に対しては 100%再生可能エネルギーによる供給計画へと転換すること。	（前頁に掲載）
5	計画段階配慮書について提出した意見に対する事業者の見解（No.1）について［方法書 p.394］ 配慮書に対する当方の意見に対し、貴社は「第 7 次エネルギー基本計画」において LNG 火力が「トランジションの手段」や「供給力確保」として位置づけられていること、ならびに自社のロードマップに基づく将来的なゼロエミッション化を根拠に、本事業の正当性を主張しています。 しかしながら、以下の理由から貴社の回答は当方の指摘および配慮書に対する経済産業大臣意見に正面から答えておらず、本計画の正当化の根拠とはなり得ません。 （次頁へ続く）	当社は、本事業及び脱炭素化に向けた取組を、日本政府が示すエネルギー政策及び温暖化対策の方向性と整合を図りながら進めています。日本政府は、2035 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比 60%削減する NDC について、1.5℃目標と整合的で 2050 年ネット・ゼロ実現に向けた経路上にある目標としています。当社の「JERA ゼロエミッション 2050」及び 2035 年度までに国内事業の CO_2 排出量を 2013 年度比 60%以上削減する目標は、こうした国の方針と整合したものです。本事業は、高経年化した既設設備を最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクルへ更新し、CO_2 排出原単位の低減を図るとともに、将来的な水素利用や CCS・CCUS 導入も見据え、安定供給と脱炭素化の両立に資するも （次頁へ続く）

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
5	（前頁からの続き） 1．不十分な国の計画への依拠は 1.5℃目標との不整合を免責しない 貴社が依拠する「第 7 次エネルギー基本計画」および政府目標（2030 年度 46%削減、2035 年度 60%削減等）は、国内外の科学者コミュニティや国際機関から「1.5℃目標の達成には不十分である」と一貫して指摘されています。G7 で合意された「2035 年までの電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」や IEA（国際エネルギー機関）の 1.5℃シナリオ（天然ガス発電量を 2030 年にピークとし 2040 年までに 90%削減）とも整合していません。配慮書に対する経済産業大臣意見においても、「1.5 度目標と整合する形で可能な限り早期に進めること」[方法書 p.293]や、「二酸化炭素排出削減の取り組みの道筋が 1.5 度目標と整合する形で描けない場合には、あらゆる選択肢を勘案して検討すること」[方法書 p.294]が求められています。科学的要請から乖離した国の計画を楯に、1.5℃目標との定量的整合性を示さない姿勢は到底認められません。 2．運転開始時期（2032～2041 年）と長期的な排出固定化（ロックイン）の矛盾 本計画では新 1 号機が 2032 年、新 2 号機が 2033 年、新 3 号機が 2041 年に運転開始を予定しています。火力発電所の耐用年数を 40 年と仮定すれば、2070 年代～2080 年代まで大量の温室効果ガスを排出し続けることになります。IPCC 第 6 次評価報告書が明示している通り、世界全体の残余カーボンバジェットは極めて限られており、既存の化石燃料インフラすら早期廃止が求められる中で 、2030 年代以降に新たな大型化石燃料インフラを建設・稼働させる余地はありません。最新式の高効率ガスタービンであっても、排出係数（0.32～0.36 kg-CO_2/kWh 程度）は IEA の 1.5℃シナリオが求める 2030 年目標（0.186 kg-CO_2/kWh）の 2 倍近くに達し、明確に不整合です。 3．「調整力」を理由とした新規建設の合理性の欠如 再生可能エネルギーの出力変動に対する「調整力」や「柔軟性」の確保は、蓄電池、デマンドレスポンス、送配電網の強化（広域系統連携）、既存火力の柔軟な運用など、より低炭素で経済合理的な代替手段によって達成可能です 。調整力を口実に、巨額の資金を投じて長寿命の化石燃料インフラを新設することは、大規模な CO_2 排出源を固定化させるだけでなく、将来的な座礁資産化のリスクを高めるのみです。 4．条件付きの「ゼロエミッション化」による説明責任の放棄 貴社は水素転換や CCS・CCUS の活用を掲げていますが、配慮書等において「技術開発の実現や投資回収等の条件を満足することを前提」[方法書 p.4]としており、条件が整わなかった場合の具体的な代替策やリスクを示していません 。 実証段階でコストや技術・供給体制に課題が多い水素・アンモニアや CCS を根拠に 、現時点での膨大な排出を伴う新規 LNG 火力建設を推し進めることは、不確実な未来技術に依存して確実な排出源を確定させる無責任な行為（グリーンウォッシュ）です。 （次頁へ続く）	（前頁からの続き） のと考えています。 No.1 に記載のとおり、リプレースによりさらなる高効率化を図るとともに、水素系燃料への燃料転換や CCS・CCUS の活用等により火力発電のゼロエミッション化を推進していく方針であり、本事業はこうした将来的な脱炭素化の取組を前提として計画しています。 火力発電は発電機の回転エネルギーによって周波数を安定させる「慣性力」を持っています。これは停電の連鎖を防ぐ重要な機能です。再生可能エネルギーや蓄電池だけでは同じ役割を十分に果たせないため、一定量の火力電源が必要とされています。本事業は、高い起動停止性能と負荷追従性を有する最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル設備を導入することで、再生可能エネルギーの更なる導入拡大を支える調整力の確保に貢献するとともに、既設設備の更新による CO_2 排出原単位の低減を図る計画です。 「技術開発の実現や投資回収等の条件」が整わなかった場合については、その時々に応じた選択肢から事業者が対応可能な範囲で、脱炭素化に向けた取り組みを検討いたします。

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
5	（前頁からの続き） 以上より、国の計画や不確実な将来技術を口実に新規建設を正当化する回答を取り下げ、本リプレース計画（新 1～3 号機の建設）の中止および再生可能エネルギーへの直接的投資や系統柔軟性の向上への転換を強く求めます。	（前頁に掲載）
6	計画段階配慮書について提出した意見に対する事業者の見解（No.2, No.3）について［方法書 p.394-395］ 貴社は自社の長期ビジョン「JERA ゼロエミッション 2050」および中間目標である「JERA 環境コミット 2030/2035」を挙げ、本計画が国のエネルギー政策や 1.5℃目標と整合していると主張しています［方法書 p.394-395］。しかしながら、以下の通り、貴社が提示した目標や根拠自体が国際合意や気候科学の要請から大きく乖離しており、本計画を正当化する説明としては著しく不十分です。 1. 自社目標「JERA 環境コミット 2035」は G7 合意および 1.5℃目標と明確に矛盾する 貴社は「JERA 環境コミット 2035」において「2035 年度までに国内事業からの CO_2 排出量を 2013 年度比 60%以上削減」することを掲げています［方法書 p.395］。しかし、2023 年 G7 広島サミットおよび 2024 年 G7 プーリアサミットで合意された国際約束は「2035 年までに電力部門の完全又は大宗の脱炭素化」です。2035 年時点で 4 割もの排出を残存させる目標は「完全又は大宗の脱炭素化」とは到底言えません。さらに、新 3 号機にいたっては 2041 年という、G7 が掲げる脱炭素化期限（2035 年）を大幅に過ぎた時期に運転開始が計画されています。国際的な研究機関（Climate Action Tracker）等の分析によれば、日本が 1.5℃目標と整合するためには 2035 年までに 78%以上の削減が必要とされており、貴社の 2035 年目標および本建設計画は、1.5℃目標および G7 合意のいずれとも明確に矛盾しています。 2.「排出原単位の改善」は「CO_2 累積総排出量」の増加を誤魔化す論理すり替えである 貴社は「老朽火力の更新を通じて排出原単位を大きく改善する」と説明します［方法書 p.395］。しかし、地球温暖化の進行を左右するのは「累積の CO_2 総排出量（カーボンバジェット）」であり、発電効率の向上（原単位の改善）ではありません。最新式のガスコンバインドサイクルであっても、排出係数は 0.32～0.36 kg-CO_2/kWh 程度であり、IEA（国際エネルギー機関）の 1.5℃シナリオが求める 2030 年の電力部門平均（0.186 kg-CO_2/kWh）の約 2 倍に達します。2030 年代以降に新設され、今後数十年にわたり稼働し続ける新 1～3 号機は、莫大な量の CO_2 排出を将来にわたって固定化（ロックイン）させるものであり、「原単位の改善」を理由に巨額の化石燃料インフラ投資を正当化することは許されません。 3. 不確実な「水素・アンモニア転換」を前提とした説明責任の回避 貴社は「将来の水素転換等のゼロエミッション化に対応しうる柔軟なインフラ」［方法書 p.395］と主張し （次頁へ続く）	当社は、本事業及び当社の脱炭素化に向けた取組について、日本政府が示すエネルギー政策及び温暖化対策の方向性と整合を図りながら進めています。 日本政府は、2035 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比 60%削減するとの NDC（国が決定する貢献）を国連に提出するとともに、第 7 次エネルギー基本計画において、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー政策の方向性を示しています。政府は、当該 NDC について、IPCC 等の科学的知見を踏まえ、世界全体での 1.5℃目標と整合的であり、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた経路上にある目標として整理しています。 当社の「JERA ゼロエミッション 2050」及び 2035 年度までに国内事業の CO_2 排出量を 2013 年度比 60%以上削減する目標は、この日本政府の 2050 年カーボンニュートラル及び 2035 年 NDC と整合したものです。また、再生可能エネルギーの導入拡大、水素・アンモニア等のゼロエミッション燃料の利用拡大、CCS・CCUS の活用検討等を組み合わせながら、事業全体の脱炭素化を進めています。 本事業は、高経年化した既設火力発電設備を最新鋭の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電設備へ更新するものであり、発電端熱効率約 64%（低位発熱量基準）を実現することで、既設設備と比較して燃料使用量及び CO_2 排出原単位の低減を図ります。また、将来的な水素利用や CCS・CCUS 導入への対応可能性も考慮した計画としています。 さらに、再生可能エネルギーの導入拡大が進む中で、需給バランスを柔軟に調整できる電源は安定供給確保の観点から引き続き重要であり、本事業は再生可能エネルギーの更なる導入拡大を支える調整力の確保にも資するものです。 したがって、本事業及び「JERA ゼロエミッション 2050」に基づく取組は、日本政府が 1.5℃目標との整合性を有するとしている 2035 年 NDC 及び第 7 次エネルギー基本計画の方向性に沿うものであり、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた移行経路の一部を構成するものと考えています。

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
6	（前頁からの続き） ますが、配慮書に対する経済産業大臣意見（5）において求められている「燃料の製造・輸送等を含むサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の算定と適切な削減」［方法書 p.293］に対する具体的な回答を行っていません。現状、商用利用が検討される水素・アンモニアの多くは化石燃料由来（グレー水素等）であり、製造・輸送時の排出を考慮すればライフサイクル全体で削減にならない懸念があります。また、専焼・大規模利用に必要な燃料調達の具体性や経済合理性も示されていません。実証段階で不確実性の高い技術への期待を盾に、現時点で確実な大量排出源を創出する姿勢は「グリーンウォッシュ」との批判を免れません。 4．求める対応 配慮書に対する経済産業大臣意見（6）では、「1.5 度目標と整合する形で道筋が描けない場合には、あらゆる選択肢を勘案して検討すること」［方法書 p.294］が命じられています。 G7 合意や 1.5℃目標と不整合な自社目標・国の方針を根拠とする回答を撤回し、本新設計画の中止（リプレースを伴わない既設 1～4 号機の廃止 ）および再生可能エネルギー・系統柔軟性への直接投資を選択肢として検討することを強く求めます。	（前頁に掲載）
7	計画段階配慮書について提出した意見に対する事業者の見解（No.6）について［方法書 p.396］ 配慮書に対する意見提出において、近年の学術研究で明らかな通り、天然ガスの採掘・液化・輸送プロセスにおけるメタン漏洩や消費エネルギーを考慮すると、LNG 火力のライフサイクル全体の温室効果ガス（GHG）排出量が石炭火力に匹敵、あるいはそれを超える可能性があることを指摘しました。 これに対し貴社は、「研究が行われていることは把握しております。当社としては、ライフサイクル全体での温室効果ガスの排出を可能な限り低減するように努めてまいります」とのみ回答しています［方法書 p.396］。しかしながら、この回答は以下の理由から極めて不誠実であり、環境影響評価手続きとして到底認められません。 1．経済産業大臣意見（5）への明確な軽視・無視 配慮書に対する経済産業大臣意見（5）においては、「燃料の製造、輸送等も含む本事業のサプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を算定し、適切に削減していくこと」［方法書 p.293］と明確に要請されています。 貴社が「低減に努める」という抽象的な精神論に終始し、どのような前提・算定手法を用いてサプライチェーン全体の排出量やメタン漏洩の影響を定量的に評価するのかを方法書に明記しないことは、大臣意見を著しく軽視・無視するものです。 2．メタン漏洩および上流工程排出の科学的重大性への不誠実な対応 天然ガスの主成分であるメタンは、短中期的に CO_2 の数 10 倍におよぶ強力な温室効果をもたらします。近年発表された研究（Howarth 2024 等）が示すように、採掘から輸送・液化に至るサプライチェーンでごくわずか （次頁へ続く）	燃料の製造・輸送等を含む LNG サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量を把握し、削減することは重要であると認識しており、統合報告書等においてスコープ 1、スコープ 2 に加え、燃料調達等に伴うスコープ 3 排出量を継続的に把握・開示しています。 なお、本事業における温室効果ガスの予測・評価の手法については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、2025 年）を参考に設定しており、施設の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出量を燃料使用量及び燃料成分から算出し、二酸化炭素に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討することとしています。 当社は、温室効果ガス排出削減及び資源の有効活用の観点からメタン排出削減の重要性を認識し、LNG サプライチェーン全体でのメタン排出削減を目的とするイニシアティブ「CLEAN」を立ち上げ、関係事業者との連携を進めています。また、発電所においては、保安上の観点も踏まえてメタン漏洩を管理し、漏洩が確認された場合には適切な措置を講じています。

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
7	（前頁からの続き） なメタン漏洩（数%程度）が生じるだけで、LNGの「石炭より低炭素」という前提は完全に崩壊します。日本国内最大のLNG取扱事業者である貴社が、調達先ガス田や輸送プロセスにおけるメタン漏洩率の想定値、サプライチェーン全体のGHG排出係数、それらを踏まえた影響評価手法を提示しないまま「低減に努める」と述べるだけでは、気候影響の正当な予測・評価とは言えません。 ＊ Howarth RW. [2024] “The greenhouse gas footprint of liquefied natural gas (LNG) exported from the United States,” Energy Sci Eng, Volume12, Issue1112: 4843-4859. 3. 方法書として調査・予測・評価手法を示す説明責任の欠如 本手続きは「環境影響評価方法書」であり、事業計画に伴う環境影響をどのように調査・予測・評価するかという「方法」を住民や関係自治体に開示し、意見を聴く場です。 単に「低減に努める」との意思表示をするだけで、配慮書段階で問われた主要なリスク（サプライチェーン全体の排出・メタン漏洩）についての評価手法を一切提示しないのは、環境アセスメント制度の趣旨を根底から害するものです。 4. 求める対応 貴社に対し、以下の点を準備書に向けて速やかに検討し、評価手法および算定結果を明示することを強く求めます。 本事業で使用するLNGの調達先・サプライチェーン全体におけるGHG排出量、特に採掘・液化・輸送工程でのメタン漏洩量を織り込んだ定量的算定手法および前提条件を方法書・準備書において提示すること。 配慮書大臣意見（5）に直結する内容として、サプライチェーン全体の排出削減に向けた具体的・実効性のある取り組み（調達先への漏洩対策要請、低排出LNGの優先調達等）を定量的根拠とともに明示すること。	（前頁に掲載）
8	計画段階配慮書について提出した意見に対する事業者の見解（No.8）について［方法書 p.396-397］ 配慮書に対する意見提出において、発電部門における水素・アンモニア利用のエネルギー効率の低さ（非合理性）、クリーン水素の需要供給のアンバランス、ブルー水素のライフサイクルにおける排出リスク、ならびに条件が整わない場合における化石燃料運用の長期化（ロックイン）リスクを具体的に指摘しました。 これに対し貴社は、「JERA ゼロエミッション 2050」の宣伝や、パートナー企業との協業によるクリーン水素サプライチェーン構築の取り組みを定性的に説明するのみで［方法書 p.396］、当方が提示した課題や科学的指摘に対して正面からの回答を避けています。 1.「エネルギー効率の低さ（非合理性）」という根本課題に対する回答の欠如 再生可能エネルギーを用いて製造されたグリーン水 （次頁へ続く）	当社は、水素・アンモニア利用やCCS・CCUSについて、現時点ですべての技術的・経済的課題が解決されているとは考えておらず、今後の技術開発や社会実装の進展を踏まえながら導入を進めていくものと認識しています。一方で、日本政府の第7次エネルギー基本計画においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限導入に加え、水素・アンモニア、CCS・CCUS等を活用した火力発電の脱炭素化を進める方針が示されています。当社は、「JERAゼロエミッション 2050」のもと、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むとともに、水素・アンモニアやCCS・CCUS等の活用可能性についても検討を進めています。本事業は、高経年化した既設設備を高効率な設備へ更新するものであり、既設設備に比べてCO_2排出原単位の低減を図るとともに、将来的な脱炭素化技術の導入にも対応可能な設備として計画しています。今後も国の政策動向や技術開発の進展を踏まえながら、安定供給の確保と脱炭素化の両立に取り組んでまいります。 （次頁へ続く）

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
8	（前頁からの続き） 素であっても、それを輸送・貯留し、再び火力発電所で燃焼して電気に戻すプロセスでは、膨大なエネルギーロス（熱効率の大幅低下）が発生します。 再エネを直接電力として利用、あるいは蓄電池や系統強化で調整力を確保する代替手段が存在する発電部門において、わざわざ水素に変換して発電に用いることは極めて非効率かつ高コストです。国際再生可能エネルギー機関（IRENA）が「無差別な使用はエネルギー転換を遅らせる」と警鐘を鳴らしている点について、貴社は何ら科学的な反論を示していません。 2．クリーン水素の供給限界と「優先的用途」の無視 大規模な大型コンバインドサイクル発電所で混焼・専焼を行うために必要な量のクリーン水素（グリーン／ブルー水素）を、経済合理的かつ安定的に調達できる見通しは立っていません。また、水素は脱炭素化の代替手段が存在しない熱需要産業（鉄鋼、化学等）や長距離輸送等に優先的に割り当てられるべきであり、代替手段（再エネ・蓄電池等）が存在する発電部門で大量消費することは、社会全体の脱炭素化をかえって阻害します。貴社の回答は、こうした需要の競合や調達の現実性に関する定量的な説明を欠いています。 3.「ブルー水素・アンモニア」の気候影響の過小評価 貴社は「化石燃料を原料としてCO_2を分離回収するブルー水素・アンモニア」をクリーン燃料の選択肢として挙げています［方法書 p.396］。しかし、ブルー水素は原料となる天然ガスの採掘・輸送過程におけるメタン漏洩（前述の通り強力な温室効果ガス）や、CCS（炭素捕獲・貯留）の回収率の限界（実質 6～8 割程度にとどまる事例が多い）が存在するため、ライフサイクル全体で見れば十分な温室効果ガス削減効果が得られないリスクがあります。配慮書大臣意見（5）が求めた「サプライチェーン全体の GHG 排出量の算定」を欠いたままブルー水素を正当化することは許されません。 4．条件不成立時における責任回避とロックインリスク 当方が指摘した「技術の実現や経済合理性等の条件が整わなかった場合の想定リスク・代替策」に対し、貴社は一切答えていません。実証段階で不確実性の高い技術への期待を口実に、現在確実に大量のCO_2を排出し続ける大型 LNG 火力発電所を新設・長期稼働させることは、将来的な座礁資産化を招くとともに、気候変動対策の責任を未来に先送りする行為（グリーンウォッシュ）です。 5．求める対応 不確実で非効率な水素導入や CCS・CCUS への期待を理由に新 1～3 号機の建設を正当化する回答を取り下げ、本建設計画の中止（ゼロオプション）および再生可能エネルギーや系統柔軟性への直接投資を事業計画として真摯に検討することを強く求めます。	（前頁からの続き） 技術の実現や経済合理性等の条件が整わなかった場合については、その時々に応じた選択肢から事業者が対応可能な範囲で、脱炭素化に向けた取り組みを検討いたします。 今後も国の政策や技術開発、事業環境の動向を踏まえ、本事業の脱炭素化を検討してまいります。
9	計画段階配慮書について提出した意見に対する事業者の見解（No.11）について［方法書 p.399］ 配慮書に対する意見提出において、気候危機に対応するための再エネ転換や、リプレースを伴わない既設 1～4 号機の廃止（ゼロオプション）、燃料高騰リスクや需要家要請（RE100 等）を踏まえた複数案の検討を求め （次頁へ続く）	発電所アセス省令第３条第２項では、構造等に関する複数案の設定に当たっては、事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めた検討が現実的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとするとされています。 本事業は、再生可能エネルギーの導入を自然条件に （次頁へ続く）

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
9	（前頁からの続き） ました。 これに対し貴社は、「同じ LNG を燃料とする高効率な設備に更新することを目的とした計画であるため、再エネや LNG 以外の燃料種との複数案は検討しておりません。また、本事業を実施しないという複数案についても、検討しておりません」［方法書 p.399］と回答しました。 しかしながら、この回答は以下の通り、環境影響評価制度の根幹を揺るがすものであり、到底認められません。 1．アセスメント制度の趣旨および経済産業大臣意見に対する明確な違反 環境影響評価（アセスメント）手続き、とりわけ計画段階環境配慮手続きの核心は、事業計画が固定化する前の段階において、「事業を実施しない案（ゼロオプション）」や「規模・電源種の変更案」を含む複数案を比較検討し、真に環境負荷の少ない選択肢を模索することにあります。「事業目的が LNG 火力の更新だから他案は検討しない」という論理は、「結論（LNG 火力新設）ありき」で手続きを進めていることを自認するものであり、環境影響評価制度の趣旨を根本から否定するものです。 また、配慮書大臣意見（6）においても、「1.5 度目標と整合する道筋が描けない場合には、あらゆる選択肢を勘案して検討すること」［方法書 p.294］と命じられており、ゼロオプションや代替案の検討をハナから拒否する姿勢は、大臣意見への明確な違反です。 2．環境影響の「軽重」の意図的なすり替え 貴社は「既存施設の活用により大規模な土地改変を回避し、環境負荷を軽減できる」［方法書 p.399］と主張します。しかし、本建設計画（新 1～3 号機）において最も深刻かつ広域的・長期的な環境影響は、今後数十年にわたって排出され続ける大量の温室効果ガス（CO_2 およびメタン）による気候変動への及ぼす影響です。局所的な土地改変の回避という限定的な要素をもって、地球規模の気候影響を及ぼす化石燃料インフラの新設を正当化し、より劇的に温室効果ガスを削減できる「ゼロオプション」や「再エネ・蓄電池への代替案」の検討を放棄することは、重大な論理のすり替えです。 3．需要構造の変化や事業リスクに対する分析の不備 当方が指摘した、世界的な燃料価格高騰リスク、カーボンプライシング導入による発電コスト上昇、さらには RE100 や JCI 等に加盟する需要家企業による「再エネ電力」への急速なシフトといった経済的・社会的背景について、貴社は自社の再エネ開発目標（2035 年度 2000 万 kW）を繰り返すのみで、本事業（袖ケ浦火力）における経済性や需要リスクの分析を行っていません。化石燃料由来の電気が市場で忌避され、座礁資産化するリスクが高まる中で、巨額の資金を投じて新設することが将来にわたり国民や需要家にどのような経済的負担をもたらすのかについての検証も皆無です。 4．求める対応 貴社に対し、以下の対応を強く求めます。 （次頁へ続く）	（前頁からの続き） 左右されず発電可能な火力発電で支えるため、1 号機の運転から約 50 年が経過した LNG 火力発電所である袖ケ浦火力発電所の発電設備を同じ LNG を燃料とする高効率なガスタービン・コンバインドサイクル発電設備に更新することを目的とした計画であることから、本事業を実施しないという代替案（ゼロ・オプション）を含めた検討は現実的ではないと考えています。 なお、「発電所に係る環境影響評価の計画段階環境配慮書における複数案等の考え方」（平成 25 年 9 月 30 日、経済産業省）では、発電事業におけるゼロ・オプション（事業を実施しない案）について「配慮書の届出がなされた時点で、事業者自らが必要な電力を供給するという事業目的を達成するため当該事業を実施すると判断したものと考えられ、ゼロ・オプションを設定することは一般的には考えにくい。」とされています。 一方、発電設備の配置、構造及び規模については、既存インフラの活用、環境負荷、敷地制約及び系統連系状況等を総合的に勘案して検討しています。既設の燃料供給設備、取放水設備及び送電設備等を有効活用して大規模な土地改変を回避するとともに、利用可能な最良の技術である高効率設備を採用することにより、環境負荷の低減を図る計画です。 温室効果ガスについては、施設の稼働に伴う二酸化炭素排出量及び排出原単位を算定し、今後の環境影響評価手続きにおいてお示しします。 本事業の実施については、今後の需給状況やエネルギー情勢、環境政策等を総合的に評価した上で判断します。また、当社は再生可能エネルギーの開発にも取り組んでおり、本事業については、将来的な水素混焼を見据えた機種の採用及び CCS・CCUS の導入可能性の検討により、脱炭素化を進めてまいります。

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

No	意 見 の 概 要	事業者の見解
9	(前頁からの続き) 「LNG 火力新設ありき」で複数案およびゼロオプション(不実施案)の検討を拒否した回答を取り下げること。 準備書手続きに向けて、①リプレースを行わず既設 1～4 号機を廃止する「ゼロオプション」、②敷地内・周辺における大規模再生可能エネルギーや大型蓄電池・系統連携施設への転換案、③設備規模を最小限に抑える縮小案、を具体的に設定し、温室効果ガス排出量や累積気候影響についての定量的・科学的な比較評価手法を方法書・準備書に明示すること。	(前頁に掲載)

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

2. 水環境

No	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
10	水温の上昇は、水産生物が生息できる至適水温の範囲を超えると生育に支障をきたす事は言うまでもありません。千葉県水産研究所の観測してきた東京湾内湾水温は、昭和 40 年代から上昇傾向でした。特に、東京湾横断道路建設頃からノリ養殖工程が水温の横這いが長く続き、ノリ芽の脱落等問題を抱えてきました。そこで、問題を解決すべく、気象と水温を解析し、地球温暖化やヒートアイランド現象に伴い至適水温時期の出現が、遅くなり、ノリの採れる期間が令和年代は、昭和年代に比べて 2 ヶ月程短くなってきていました。 このように水産業にとっては、水温は大事なファクターにも拘わらず、影響評価方法は、30 年前と同じでおざなりの説明で残念でした。例えば、現在の 10 月の排水口前面の水温包絡線と建設後の水温包絡線を示してこれだけ狭まったとかが示せる調査だと良いと思いました。予測を検証するには、自記式の水温観測のデータが多いほど精度が高まります。 説明会では、建設終了後、1 年間の調査という事では、年ごとに気象は同じでないので、最低でも 3 年間は追跡しないと予測通りかは判明できません。国のアセス調査指針通りでは、また、昔の牛込漁協の温排水問題の再燃になりかねないと心配になりました。 2050 年までに二酸化炭素ゼロミッションの方針に沿って御社も含めて東京湾沿岸の企業は、取り組んでいると思います。 そこで、経済産業省が統括して、東京湾沿岸企業の温排水の量を企業のゼロミッションロードマップに沿って、東京湾沿岸企業の温室効果ガスの削減量と温排水排出の量を提示し、東京湾内湾水温はこのように予測されますとか？ 「東京湾沿岸の企業は、温室効果ガス削減に伴い、環境が改善されました」と経済産業省、国土交通省、環境省連名で結果報告が出来ると最高だと思います。 以上、孫子の為、国内資源を有効に利用して安定したエネルギー供給に邁進してください。	説明会でご説明した「1 年間の調査」につきましては、環境影響評価において予測・評価を行うための現況調査の期間を指したものです。温排水に関する水温調査については、海域の状況を把握するため、自記式水温計を用いて、四季に現地調査を実施する計画としております。 一方で、発電所の運転開始後に実施するモニタリング調査の項目や期間等につきましては、今後、環境影響評価の結果や関係機関等のご意見も踏まえながら、環境影響評価準備書以降の手続きの中で検討してまいります。 気象・海象条件の変動を踏まえた複数年調査の必要性に関するご意見につきましては、今後の検討に当たっての参考とさせていただきます。 なお、経済産業省に対するご意見につきましては、回答する立場になく、回答を差し控えさせていただきます。
11	環境調査について 30 年前と同じ影響予測手法で精度が上げて実態に近づける内容になっていなかった。例えば、 ア）拡散は、東京湾の水塊構造わかるような新拡散モデルを使用。 湾口部に黒潮分枝流れが波及すると潮流が変わるので、東京湾潮流モデル（国土交通省が実施）に黒潮予測モデルで境界域を設定し、従来の排水口付近の拡散モデルを合わせた新しいモデルを使用しているとか縦割りの行政を連携させて効率をはかる。 イ）ドローンで表面水温を測定する等、新規技術導入すれば良いのにと感じました。 ウ）流向・流速観測地点に表層中層底層に自記式水温・塩分計で測定し、後に検証に利用し、さらにシミレーション精度向上させ東南アジア諸国に同様な問題時に使えればと思った。 エ）文献調査の生物相は、温暖化で水温が上昇しており、過去と急激に生物相が変化しているので、その文献調査の位置付けが必要と感じました。	ア）本事業の温排水は表層放水方式により放水することから、一般財団法人電力中央研究所で開発され、表層放水の温排水拡散予測で多くの実績がある数理モデル(2 次元)によるシミュレーション解析により温排水の拡散範囲を予測する計画です。シミュレーションでは、様々な要因で変化する海域の流れについて、現地調査結果等を踏まえて条件設定する計画です。 イ）環境影響評価における現地調査では、表面水温に加えて、水温の鉛直分布も把握するため、自記式水温計を用いて測定する計画です。ドローンを用いた表面水温測定など新技術の導入についてはご意見として参考にさせていただきます。 ウ）水温については前述の通り自記式水温計を用いて表層から底層までの鉛直分布を把握する計画です。 エ）文献調査では、入手可能な最新の情報を収集し、方法書第 3 章に記載しております。準備書においては、現地調査及び文献調査により、適切に生物相を把握します。

©2026 ㈱ＪＥＲＡ

3. その他

No	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
12	経済産業省について ア）影響評価後の予測の精度を確認し違っていれば、上げるため調査手法の見直し検討すべきか。国が決めた内容に従って、企業は実施せよと言う感じがした。 イ）東京湾沿岸企業を所管している以上、個々の企業の温暖化対策で排熱量がどの位になり、東京湾の水温上昇に袖ケ浦火力がどの位かかわっているか昭和50年代から平成30年度までに水温が2度程上昇している。今回の開発に伴う変化が10年先にどの位になり、ノリ養殖への影響を軽減できるようにノリ工程改善できるような内容であれば、「昔の牛込漁協の温排水問題の再現」も考慮できたと考えられる。 ウ）ヒートアイランド現象も含めて東京湾の水環境を改善に資するか環境省や国土交通省、経済産業省との連携が必要と感じた。それぞれの省や機関が調査するとそれぞれに費用が掛かりますが、流用できれば、真実に近づけるし、税金の有効利用を図れると思いました。	経済産業省に対するご意見につきましては、回答する立場になく、回答を差し控えさせていただきます。
13	Jeraに関して ア）大きな組織は数年で移動があり、その部署に配属されるとマニュアル沿って仕事を一生懸命やっている。一方、ビデオ説明には縦覧していないと理解できない内容で、シュビョウセンターだから文句あるかのような社内風土を感じました。 イ）CO2 ゼロミッションに向けて取り組みによる燃料輸入量と年次の排熱量や発電量がどのように変化するのかの現況のまま技術改革しない場合と対比させた一覧を添えて頂ければ、環境改善に御社の努力する姿と袖ケ浦火力の水環境における位置づけが理解できるのにと感じました。 ウ）自国の資源で電力を供給する福島の水素発電への取組みは、説明していれば、「原発事故の負の遺産を払拭させる好機であったのに」と思った。 エ）電力は人の暮らしを豊かにしますが、このまま増え続ける事が良い事なのか、私たちの生き方も考えさせる説明会であったと感じました。	ア）ご意見を踏まえ、今後の説明会では、できるだけ多くの方により良くご理解いただけるよう、資料や運営方法を改善してまいります。 イ）本事業の実施前後の発電所出力、燃料使用量、冷却水使用量及び取放水温度差（排熱量）は方法書第2章に記載しております。準備書の作成にあたっては、より分かりやすい記載となるよう引き続き工夫に努めてまいります。 ウ）福島の水素発電への取組みや原子力発電所に関するご意見につきましては、回答する立場になく、回答を差し控えさせていただきます。 エ）ご意見ありがとうございます。

©2026 ㈱ＪＥＲＡ